

市立病院 だより ⑧



院長 國枝 保幸

これまで、市立稚内病院の現状等についてお話ししてきました。今までの内容をまとめると、市立稚内病院は、

- ① 1年365日、年中無休で宗谷の医療を守る総合病院である
 - ② 外来患者数が非常に多い
 - ③ 少ない医師数でたくさん
- の患者を診なければならぬ

ということとなります。ですから、地域住民の皆さんには、市立稚内病院を守るためにどうしたらいいのか、ぜひ考えて頂きたいと思っております。

マナーの悪いコンビニ受診

私がまだ当直をやっていたころ、救急外来が始まる17時半過ぎを狙って数日來の症状で病院を受診する患者さんがいました。

「日中に病院にかかると時間がかかるじゃないか！」と平気でおっしゃるわけですね。

コンビニ受診の最たるもの、マナーのなさにも程が

時間外患者受け入れ状況(平成24年度)

医療圏	1施設当たりの患者数(10日間)
宗谷	235人
上川北部	214人
留萌	195人
遠紋	182人
根室	181人
北海道平均	88人

あります。

右の表は北海道保健福祉部が道内二次医療圏の病院・診療所を対象に、時間外に受診した患者数を調査したものです。

調査は、9月21日から30日までの10日間で行われ、宗谷は時間外患者の受け入れが235人、これは全道平均の2.7倍で道内1位、コンビニならば道内で一番儲けていると評価されるでしょうが、なんとも残念な記録です。

市立病院からのお願い!!

平成25年4月から内科医師が1名減になることを受けて、病院を守るために、

次の3つのお願いを広報わづかないなどに掲載しました。

- ① 安定した慢性疾患の方には、他医療機関(診療所など)への通院をお願いします。
- ② 風邪などの軽症の方は、他医療機関(診療所など)への受診をお願いします。
- ③ 午後の診療は原則お断りします。

内科の午後外来は診療していませんが、「診てほしい」と外来に直接来られると断れないため、午後外来対応でひとりの医師が夕方まで束縛され、入院患者の診療が後回しになってしまふといった問題がありました。

この告知以後、午後に軽症で受診を希望される患者さんが少なくなりました。市民の方々が協力的であることに感謝しています。

しかし一方で、①と②に関しては、「どうして市立稚内病院にかかったら駄目なのか？」と言う批判が聞こえてきました。

このことについてはまた来月お話しします。

問い合わせ先
市立稚内病院庶務課
☎ 2312771

平成27年4月から始まります 子ども・子育て 支援新制度



保護者が子育てについて最も重要な責任を有することを基本としながら、消費税増税分を活用して、子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格的に始まります。

新制度では、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援等の量の拡大や質の向上を進めていきます。

利用には認定が必要

新制度に移行する施設の利用を希望する場合、認定の申請が必要です。

保護者からの申請を受けて市が子どもの年齢や希望する教育・保育ごとに3つの区分により認定します。保育を希望する場合、保育の必要な事由に該当することが必要です。

保育の必要な事由に該当する例とは

- 就労
- 妊娠・出産
- 保護者の疾病・障がい
- 同居親族等の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動
- 就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得時で、継続利用が必要であると認められることなど

▼平成27年4月から入園・入所を希望している方

手続きの流れは、左の表のとおりです。

▼すでに通園・通所している方

各施設を通じて手続き方法を案内します。

※新制度に移行しない幼稚園もあります。現行制度のままの幼稚園は、現在の手続きと変わりません。

問い合わせ先
市子ども課
☎ 2316529
☎ 2316530

新制度の3つの区分

1号認定	2号認定	3号認定
子どもが、 満3歳以上 で、教育を希望する場合 ※引き続き、教育標準時間後の預かりも可	子どもが、 満3歳以上 で、保育を必要とし、保育所などで保育を希望する場合	子どもが、 満3歳未満 で、保育を必要とし、保育所などで保育を希望する場合
利用施設 幼稚園 、認定こども園	利用施設 保育所 、認定こども園	利用施設 保育所 、認定こども園、地域型保育事業

※平成26年11月現在、認定こども園と地域型保育事業は、本市にはありません。

平成27年4月から入園・入所を希望の方

施設	幼稚園(新制度)	保育所	幼稚園(現行のまま)
年齢	3~5歳児	0~5歳児	3~5歳児
認定区分	1号認定	2号認定 3号認定	認定必要なし
保護者要件	制限なし	共働きなど、日中、家庭で保育できない保護者	制限なし

手続きの流れ	11月頃	1月頃	11月頃 幼稚園に直接申し込む
	幼稚園に直接申し込む	市へ認定申請書を提出(入所申込書も兼ねる)	
	入園の内定		
	幼稚園を経由して市へ認定申請書を提出	市から認定書を交付	
	幼稚園を通じて市から認定書を交付	市が利用施設の決定通知を送付	

入園・入所